## 協議第3号

## 環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ 運用する。
- 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については 新たに選任する。
- 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一 する。

ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

平成16年3月13日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-17 環境対策事業の取扱い
調整の内容	環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

## 【提案理由】

環境の保全に対する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画は、新市において新たに策定し、地域の環境改善に 向けた体系的な取り組みを進めるものである。

補助制度については、負担の公平性・受益者負担の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一するものである。 環境に関する各種事務事業については、関係法令に基づき、適正に実施・処理するために調整するものである。

## 【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
環 境 基	環境基本計画	環境基本計画	該当なし	該当なし	合併後に計画の
本計画	平成 15 年 12 月策定	平成 13 年 3 月策定			内容を見直し、新た
					な計画を策定する。
環境審	環境審議会	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市
議会	委員 10名				の制度に統一し、委
	任期 2年				員については新た
	委員報酬 9,300 円/1 回				に選任する。
	任期満了日				
	平成 16 年 3 月 31 日				
合 併 処	稲沢市合併処理浄化槽設置事業	祖父江町合併処理浄化槽設置	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市
理 浄 化	補助金	事業補助金			の制度に統一する。
槽 設 置	補助額	補助額 1基 200,000円			
整備補	5 人槽   231,000 円				
助事業	7 人槽 267,000 円				
	10 人槽 336,000 円				
浄 化 槽	稲沢市浄化槽清掃費補助金	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の補助制
清 掃 費	補助額 1,800 円 / 1 m³				度を廃止する。
補助事					
業					
NOx	稲沢市最新規制適合車等早期代	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市
・PM法	替促進費補助金				の制度に統一する。
に伴う	補助額 車両購入価格の				

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
補助事	10%(限度額 500千円)				
業	NOx・PM法車種規制対策	(NOx・PM法車種規制対策	(NOx・PM法車種規制対策		
	地域	地域の指定なし)	地域)		
ねずみ	ねずみ及び衛生害虫駆除	ねずみ及び衛生害虫駆除	ねずみ及び衛生害虫駆除	該当なし	合併時に稲沢市
及び衛	希望する行政区に機械を貸	希望する行政区に機械を	希望する行政区に薬剤を		の制度に統一する。
生害虫	し出し	貸し出し	配布、機械を貸し出し		
駆除					
	薬剤の補助				
	乳剤 5,670円/18 採缶				
	粉剤 1,940 円/10kg 袋				
	平成 16 年度に廃止する。				
環 境 衛	側溝清掃	側溝清掃	該当なし	該当なし	汚泥は、専門業者
生制度	汚泥の処理	汚泥の処理			(産廃処理業者等)
	区処理	区処理			により処理するこ
	1回5,000円(年2回まで)	1回10,000円(年2回まで)			ととする。
	委託業者回収				
	2 t ダンプ 67,800 円 / 1 日				
犬・猫引	犬・猫の引取り及び捕獲	犬・猫の引取り及び捕獲	犬・猫の引取り及び捕獲	該当なし	合併時に稲沢市
取り及	実施していない	実施している(捕獲器設	実施している(捕獲器設		の制度に統一する。
び捕獲	県動物保護管理センター尾	置)	置)		
事業	張支部へ連絡	毎週木曜日に県動物保護	毎週木曜日に県動物保護		
		管理センター尾張支部へ引	管理センター尾張支部へ引		
		き渡し	き渡し		

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
環 境 美	ごみゼロ運動	ごみゼロ運動	ごみゼロ運動	該当なし	収集は、直営方式
化	一斉清掃 年2回	清掃活動 年1回	一斉清掃 年2回		とし、ごみ袋作成費
	ごみ袋を区へ配布	ごみ袋を各戸へ配布(年2	行政区へ世帯数の1/2ごみ袋		のみ予算化する。
	委託業者回収	回)	配布		
	2 t ダンプ 58,200 円 / 1 日	事業所へも実施依頼	2 t ダンプ借上げ 4 台		
	事業所へも実施依頼		(1回 12,000円/0.5日		
			税別)		
			平和町で収集・処理		
			事業所へも実施依頼		
		空き缶圧縮装置貸出し			
		団体等へ無料貸し出し( 1回			
		5 日以内)			
浄 化 槽	浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業の許可	該当なし	同様の制度であ
清 掃 業	浄化槽清掃業の許可 3件	浄化槽清掃業の許可 4件	浄化槽清掃業の許可 1件		り、合併時に稲沢市
の許可	許可の期間 2年	許可の期間 2年	許可の期間 2年		の制度に統一する。
	有効期限	有効期限	有効期限		
	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日		
	手数料	手数料	手数料		
	許可 5,000 円/1 件	許可 5,150 円/1 件	許可 5,000 円/1 件		
	再交付 1,000 円/1 件	再交付 1,030 円/1 件	再交付 1,000 円/1 件		

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
河川浄	河川浄化推進事業	河川浄化推進事業	該当なし	該当なし	合併時に祖父江
化事業	E M活性液による河川浄化事	河川浄化推進協議会			町の河川浄化推進
	業	委員 20名 任期 2年			協議会等は、他の制
		任期満了日			度へ統合し廃止す
		平成 17 年 3 月 31 日			る。
		生活排水クリーン推進員			
		委員 7名 任期 2年			
		任期満了日			
		平成 17 年 3 月 31 日			
環境・衛	環境委員の設置	衛生委員の設置	衛生委員の設置	該当なし	合併時に職務内
生委員	任期 1年	任期 1年	任期 1年		容に生活排水監視
	均等割 3,500 円	報償費 3,000円/年額	報酬 410 円/戸		の内容を盛り込み、
	世帯割 66円/世帯				名称を環境委員と
	委員数 202 人	委員数 71人	委員数 41人		する。
					委員報酬につい
					ては、合併時に稲沢
					市の制度に統一す
					る。
I S O	ISOに関する事務事業	ISOに関する事務事業	該当なし	該当なし	合併後に稲沢市
に関す	平成 13 年 9 月 26 日認証取得	IS014001 認証取得プロジェ			の制度に統一し、適
ること	システム適用の範囲	クトチーム検討会			用範囲の拡大を図
	市役所のほか市民センター等				る。
	42 か所				

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
その他	自然保護	自然保護	自然保護	周辺対策	合併後に、その他
の環境	啓発事業	啓発事業	啓発事業	清掃工場、斎場、し尿処理場	の環境対策に関す
対 策 制				周辺住民への対策	る制度は、調整し引
度	環境学習会	環境宣言	企業と公害防止協定	稲沢清掃工場周辺地区環境	き続き実施するも
		平成 15 年 5 月 31 日宣言	協定 2社 覚書 1社	会議 (年2回、中野・西島)	のとする。